

I. 平成26年～29年の対応方針において、平成30年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年11月19日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の特筆すべき状況があれば()で記載
1	<p>地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲</p> <p>（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律）</p>	経済産業省	<p>地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に関係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、<u>平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p><30年対応方針> 地域産業資源活用事業計画の認定（6条1項）に係る事務・権限については、都道府県等の意見を踏まえつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について検討し、<u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成27年度以降、認定審査委員会への都道府県担当の参画や、定例会議やメール等における情報共有等により、都道府県との連携の強化に努めているところ。</p> <p>平成29年度までの法施行状況については、現在検証しているところであり、平成30年度内を目途に都道府県からの意見等を勘案しつつ結論を得る予定。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
2	経営革新等支援機関に係る関係機関の連携強化の仕組みの構築 (中小企業等経営強化法)	金融庁 経済産業省	認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を意見交換する仕組みの構築について検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等について意見交換する仕組みを構築した。</p> <p>平成30年度については、平成31年1月から2月にかけて、全国9か所で意見交換会を実施予定。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

(2) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
3	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化 (学校給食法、児童手当法)	内閣府 文部科学省	学校給食費(11条2項)の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	学校給食費を強制徴収可能な公債権とすることについて、法制的な検討を行ってきた。また、学校給食費の徴収状況について、全国的な傾向を把握するための調査を実施。さらに、公会計化や徴収・管理業務の実状把握のための調査研究や課題解決を実施し、実状整理等を進めている。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
4	幼保連携型認定こども園 の人員配置基準の緩和 (就学前の子どもに関する 教育、保育等の総合的な提 供の推進に関する法律)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	<p>幼保連携型認定こども園における保育教諭の配置基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1）5条3項）等に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育教諭等の配置基準が変わる場合の影響等については、園児の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、<u>平成30年度中に地方公共団体・認定こども園等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年12月21日付けで自治体に対し調査を依頼。調査の結果を踏まえ、必要な対応を検討し、結論を得る。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
5	<p>施設型給付費等の算定方法に係る事務（管外受委託児童に係る請求及び支払事務）の簡素化 （就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>広域利用時における請求事務等の取扱いについて、実態調査等を行った。実態調査等の結果を踏まえ、引き続き、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
6	保育所の人員配置基準の緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭23厚生省令63）33条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、 <u>平成30年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年12月21日付けで自治体に対し調査を依頼し、現在調査集計中。引き続き、平成30年度中に結論を得るべく、調査の結果を踏まえ、検討を行う。
7	子育て短期支援事業の実施施設に関する規制緩和 (児童福祉法)	厚生労働省	子育て短期支援事業（6条の3第3項）の実施施設については、子育て短期支援事業の実施先として、里親支援機関が委託する里親（6条の4）を対象とすることも含め、課題を整理しながら検討し、 <u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	検討すべき課題について整理中。 平成30年度中に、事業の見直しに向けた検討を行い、結論を得る予定。

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
8	<p>児童扶養手当受給者が公的年金給付金を遡及受給した際の事務負担の軽減 (児童扶養手当法)</p>	厚生労働省	<p>児童扶養手当の受給者が遡及して年金を受給した場合における当該受給者が受けた児童扶養手当の返還(13条の2第2項)については、児童扶養手当の支給機関が、速やかに当該年金の受給情報を把握し児童扶養手当の受給者に請求することができるよう、児童扶養手当の支給機関及び日本年金機構の事務負担も踏まえつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策や、日本年金機構から年金受給権者に対し児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当の返還が生じる可能性があることを周知することを含め、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)(以下「番号利用法」という。)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策について、関係機関との調整を含め検討を進め、当該システムを使用した円滑な情報共有が可能となるよう、事務運用の検証作業を平成30年10月に実施した。</p> <p>また、日本年金機構及び児童扶養手当の支給機関による周知活動の強化等については、年金の新規裁定時に送付するリーフレットに周知内容を記載し、年金事務所及び自治体の窓口で周知内容を記載したチラシを設置することとした。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した円滑な情報共有の方策については、今後のスケジュールについて、現時点の想定では、2019年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定である旨、2019年1月に事務連絡を発出した。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
9	市町村介護保険事業計画の変更に係る 手続の簡素化 (介護保険法)	厚生労働省	<p>市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。</p> <p>また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>後段については、有識者会議における議論を踏まえ、平成30年度中に結論を得る予定。</p>
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の 登録人数要件の見直し (子ども・子育て支援法)	厚生労働省	<p>子ども・子育て支援交付金の交付事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)の実施については、以下のとおりとする。</p> <p>・会員数要件については、当該事業全体の実施状況に係る調査を実施し、50人未満のほか、現在交付対象となっている会員数50人以上の市町村も含め、会員数の区分及び基準額について検討を行い、<u>平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>来年度予算案に計上し、予算成立後に実施要綱の改正を行う予定。</p>

平成26年～29年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～29年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（平成30年11月19日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年、27年及び29年対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※平成30年12月31日現在。その後の 特筆すべき状況があれば()で記載
11	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施</p> <p>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省	<p>地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、<u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>療育手帳関係情報の情報連携に向けて必要となる独自利用事務条例の制定については、関係府省から都道府県等に、関係主管課長会議や通知等で働きかけを行っており、現在、療育手帳の交付事務を行う67団体のうち、11団体が条例が制定されている状況。</p> <p>引き続き、独自利用事務の条例制定を都道府県及び指定都市に働きかけるとともに、平成31年3月に開催される関係主管課長会議で地方分権改革推進室から改めて説明（依頼）を行う方向で関係府省と検討中。</p>